

平成20年6月3日

午前10時開会

議 事 日 程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 5 報告第1号 平成19年度兵庫県太子町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 6 報告第2号 平成19年度兵庫県太子町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 7 報告第3号 町の出資等に係る法人の経営状況の報告について
- 8 議案第32号 太子町監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 9 議案第33号 太子町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 10 議案第34号 太子町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 11 議案第35号 太子町固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 12 議案第36号 太子町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 13 議案第37号 太子町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 14 議案第38号 揖龍保健衛生施設事務組合規約の変更について
- 15 議案第39号 兵庫県町土地開発公社定款の変更について

本日の会議に付した事件

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 5 報告第1号 平成19年度兵庫県太子町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 6 報告第2号 平成19年度兵庫県太子町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 7 報告第3号 町の出資等に係る法人の経営状況の報告について
- 8 議案第32号 太子町監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 9 議案第33号 太子町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 10 議案第34号 太子町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 11 議案第35号 太子町固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 12 議案第36号 太子町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 13 議案第37号 太子町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 14 議案第38号 揖龍保健衛生施設事務組合規約の変更について
- 15 議案第39号 兵庫県町土地開発公社定款の変更について

会議に出席した議員

1 番 井 川 芳 昭
3 番 中 島 貞 次

2 番 清 原 良 典
4 番 上 山 隆 弘

5 番 服 部 千 秋
7 番 井 村 淳 子
9 番 嶋 澤 達 也
11 番 熊 谷 直 行
13 番 村 田 興 亞
15 番 橋 本 恭 子

6 番 長谷川 原 司
8 番 中 井 政 喜
10 番 花 畑 奈知子
12 番 上 田 富 夫
14 番 桜 井 公 晴
16 番 北 川 嘉 明

会議に欠席した議員

な し

会議に出席した事務局職員

局 長 山 本 修 三
書 記 西 田 美智子

書 記 肥 塚 馨

説明のため出席した者の職氏名

町 長 首 藤 正 弘
教 育 長 圓 尾 哲 一
生活福祉部長 丸 尾 満
教 育 次 長 塚 原 二 良

副 町 長 八 幡 儀 則
総 務 部 長 佐々木 正 人
経 済 建 設 部 長 富 岡 慎 一
財 政 課 長 香 田 大 然

議長あいさつ

○議長（北川嘉明） おはようございます。

開会に先立ちまして一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位には、極めてご健勝にてご参集を賜り、本日ここに平成20年第3回太子町議会定例会（第413回町議会）が開会できますことは、町政伸展のためまことにご同慶にたえません。今期定例会に提案されます案件は、予算関係、条例改正等、いずれも重要な案件であります。

何とぞ議員各位におかれましては、格別のご精励を賜り、慎重にご審議の上、適切妥当な結論が得られますようお願い申し上げます。まことに簡単措辞ではございますが、開会のごあいさつといたします。

町長。

~~~~~

町長あいさつ

○町長（首藤正弘） 皆さんおはようございます。

平成20年第3回太子町議会定例会（第413回町議会）が開会されるに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

木々の緑もようやく深くなり、次第に初夏

の気配が色濃く感じられるところとなりました。議員各位におかれましては、何かとご多忙のところをご健勝にて本会議にご出席いただきましたことに対し、厚くお礼を申し上げます。平素は、太子町行政各般の伸展にご理解、ご協力を賜っていますこと感謝申し上げます。

さて、今期定例会におきましては、報告案件3件、条例を初めとする議案8件、計11件のご審議をお願い申し上げますものであります。

提出させていただきました各案件の内容につきましては後ほど説明させていただきたいと存じますが、何とぞ慎重なるご審議を賜り、原案のとおりご議決いただきますようお願い申し上げます。

また、私ごとで大変恐縮ではございますが、太子町長選挙の日程が7月27日に予定されております。本町は、自立を進めるというまちづくりへの一步を踏み出しており、今、今般の行政需要に最大限の展開を図るため、種々課題に真摯に取り組んでいるところでございます。特に、今後10年間のまちづくりの羅針盤を示す第5次太子町総合計画を策定し、新時代の太子町の展望を切り開くとともに

に、今後においてもさらに行財政改革を遂行し、財政の健全化に努めていく大事な局面を迎えております。ここで、町の将来に不安を残すことなく、道筋をつけ、さらなる展望を開いていくことが私に課せられた使命であると考えておりますので、来る町長選に出馬し、引き続きその役目を務めさせていただく決意を申し上げまして、まことに簡単ではございますが、定例町議会の開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

~~~~~

(開会 午前10時00分)

○議長(北川嘉明) ただいまの出席議員は16名です。定足数に達していますので、ただいまから平成20年第3回太子町議会定例会(第413回町議会)を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手許に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(北川嘉明) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第120条の規定によって、13番村田興亞議員、14番桜井公晴議員を指名します。

~~~~~

日程第2 会期の決定

○議長(北川嘉明) 日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月16日までの14日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(北川嘉明) 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月16日までの14日間に決定しました。

~~~~~

日程第3 諸般の報告

○議長(北川嘉明) 日程第3、諸般の報告を行います。

まず、本日町長から議案11件が提出されました。したがって、議案はその件名一覧表をつけてお手許に配っておきましたからご了承願います。

次に、監査委員から地方自治法第235条の2の規定に基づき、平成19年度4月分及び平成20年度4月分の例月出納検査報告書が提出されました。したがって、その写しをお手許に配っておきましたからご了承願います。

次に、地方自治法第121条の規定に基づき、説明のため本定例会に出席を求めました者の職氏名はお手許に配っております一覧表のとおりです。このうち森川勝監査委員には、本日の会議のみ出席要求をいたしていましたが、病気療養のため本日の会議を欠席したい旨の届け出がありましたので、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第4 常任委員会の閉会中の所管事務調査報告

○議長(北川嘉明) 日程第4、常任委員会の閉会中の所管事務調査報告です。

各常任委員会の委員長から会議規則第77条の規定に基づき、総務常任委員会が2月14日、3月12日、4月10日、5月15日の委員会開催分、福祉文教常任委員会が2月21日、4月9日、5月14日の委員会開催分、経済建設常任委員会が4月8日、5月13日の委員会開催分の所管事務調査報告書が提出されましたが、既に配付済みですのでご了承願います。

これで常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を終わります。

~~~~~

日程第5 報告第1号 平成19年度兵庫県太子町一般会計繰越明許費繰越計算書について

○議長(北川嘉明) 日程第5、報告第1号 平成19年度兵庫県太子町一般会計繰越明許費

繰越計算書についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（北川嘉明） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 報告第1号平成19年度兵庫県太子町一般会計繰越明許費繰越計算書について説明させていただきます。

本案件につきましては、平成19年度一般会計において設定した繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越計算書を調製し、議会に報告させていただくものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（北川嘉明） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 質疑なしと認めます。  
以上で報告第1号を終わります。

~~~~~

日程第6 報告第2号 平成19年度兵庫県太子町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

○議長（北川嘉明） 日程第6、報告第2号平成19年度兵庫県太子町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（北川嘉明） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 報告第2号平成19年度兵庫県太子町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について説明させていただきます。

本案件につきましても、前の報告第1号と同様、平成19年度下水道事業特別会計におい

て設定した繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越計算書を調製し、議会に報告させていただくものであります。よろしくお願いいたします。

○議長（北川嘉明） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

14番桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 提案理由のとおりであります。参考資料で出しておりますように、この計画というのは59年以来的見直しているふうに、まだ浸水被害が現実発生している場所、こういうことで実効性のある基本設計にということでもありますけれども、実際、本町の場合、51年災を経験した後の経過があります。その後、調整区域等における宅地化、そういうことがひいては全体としての雨水排水、下水道対策としての雨水排水が至難になっている現状があります。そういうことでありますし、これはこれまでのまちづくりの過去の見通しの甘さ、また過ちでもないのかと思うほどであります。

そういう点から、これまでの工事にかかわる手戻りがないように、また同時に将来に悔いを残さないように、これを機に抜本的に内容の検証、整理が必要だろうと、このように思うんですが、今後の取り組みについて説明を求めます。

○議長（北川嘉明） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） 今のご指摘のとおり、現状を考えた中で今現在見直しを行っております。

そういった中で、やはり太子町の場合、下流域が姫路市になつていきます。ですから、姫路市のほうの協議も含めながら慎重にやっていきたいというふうに考えとります。

以上でございます。

○議長（北川嘉明） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） ないようですので、こ

れで質疑を終わります。

以上で報告第2号を終わります。

~~~~~

日程第7 報告第3号 町の出資等に係る法人の経営状況の報告について

○議長（北川嘉明） 日程第7、報告第3号町の出資等に係る法人の経営状況の報告についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（北川嘉明） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 報告第3号町の出資等に係る法人の経営状況の報告について説明させていただきます。

本案件につきましては、本町が兵庫県町土地開発公社へ出資していることから、地方自治法第243条の3第2項の規定により、その経営状況を議会に報告させていただくものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（北川嘉明） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 質疑なしと認めます。

以上で報告第3号を終わります。

お諮りします。

本日の日程第8、議案第32号から日程第15、議案第39号までは、本日は提案説明のみにとどめ、質疑は第3日目以降に行いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

~~~~~

日程第8 議案第32号 太子町監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（北川嘉明） 日程第8、議案第32号

太子町監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（北川嘉明） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第32号太子町監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明させていただきます。

本案件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律が平成19年6月22日に公布され、同法第3条第1項に規定された健全化判断比率の公表、同法第22条第1項に規定された資金不足比率の公表については、それぞれ監査委員の審査に付し、議会へ報告することとなっており、同法第3条及び第22条が平成20年4月1日に施行されたことに伴いまして本条例の一部を改正するものでございます。

本条例の第5条に地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の審査を追加いたしております。よろしくご審議を賜り、原案のとおり可決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（北川嘉明） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第9 議案第33号 太子町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（北川嘉明） 日程第9、議案第33号太子町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（北川嘉明） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第33号太子町教育

委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明させていただきます。

本案件は、平成20年2月13日に発生しました太子町立学校給食共同調理センターにおける洗剤混入事件に関しまして、管理監督責任として教育長の給料の減給10分の1、一月に対応するため、本条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容は、平成20年7月1日から平成20年7月31日までの1カ月の間、本条例第3条第1項に規定する給料の額、月額67万5,000円に100分の90を乗じ、60万7,500円とするものでございます。よろしくご審議を賜り、原案のとおり可決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（北川嘉明） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第10 議案第34号 太子町税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（北川嘉明） 日程第10、議案第34号太子町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（北川嘉明） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第34号太子町税条例の一部を改正する条例の制定について説明させていただきます。

本件は、平成20年度の地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令が平成20年4月30日に公布され、同日から施行されたことに伴い、関係する太子町税条例の一部を改正するものでございます。

その改正の主な内容は、個人町民税におき

ましては、寄附金税制改革、公的年金から特別徴収の実施、証券税制の特例税率の廃止でございます。法人町民税におきましては、公益法人改革への対応でございます。固定資産税におきましては、新築住宅に対する減額措置の2年延長、省エネ改修を行った家屋に対する減額措置の実施でございます。

詳細につきましては副町長より説明申し上げますので、原案のとおり可決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（北川嘉明） 副町長。

○副町長（八幡儀則） 議案第34号太子町税条例の一部を改正する条例の制定について詳細説明を申し上げます。

主な改正内容については3点でございます。個人町民税のこと、それから法人町民税のこと、固定資産税のことでございます。

まず、個人町民税における寄附金税制改革では、寄附金控除の適用対象に所得税の寄附金控除の適用対象となる寄附金のうち、地域住民の福祉の増進に寄与するものとして都道府県または市町村が条例で指定したものを追加することができる改正があり、本町では所得税の控除対象となる町内の社会福祉法人7団体を指定しております。町民税を計算する際の控除対象限度額を総所得金額の25%から30%に引き上げ、適用下限額を10万円から5,000円に引き下げ、控除方式を所得控除から税額控除に改正し、町民税の控除率は6%となります。また、地方公共団体に対する寄附、いわゆるふるさと納税が納入され、個人住民税の所得割額の10分の1に相当する額を限度として適用下限額の5,000円を超える金額は、確定申告により、所得税の還付と住民税の税額控除が適用され、寄附者に還元されます。寄附金税制改革は、平成20年1月1日以後の支出分が該当し、平成21年度以後に適用されます。関連する条文は、第34条の2、第34条の7、第36条の2、附則第7条の4及び別表でございます。

公的年金からの住民税の特別徴収の実施で

は、65歳以上の公的年金受給者のうち年額18万円以上の者を対象に平成21年10月から特別徴収が実施されます。初年度の21年度においては、6月、8月は年税額の半額を普通徴収で、10月、12月、2月は残りの額を年金から特別徴収となります。22年度以降の4月、6月、8月は、昨年度の2月分と同額を仮徴収し、10月、12月、2月は確定額から仮徴収額を控除した残りの額を特別徴収することになります。関連する条文は、第19条、第38条、第41条、第44条、第45条、第46条、第46条の2、第47条、第47条の2、第47条の3、第47条の4、第47条の5及び第47条の6でございます。

証券税制では、上場株式等の譲渡所得及び配当所得に係る町民税の税率が平成20年12月31日をもって1.8%の軽減税率が廃止され、平成21年1月1日以降は3%の本則税率となる改正でございます。経過措置として、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの2年間は、譲渡所得では500万円以下の譲渡益、配当所得では100万円以下の配当は軽減税率が適用されます。また、上場株式等の譲渡損失または3年以内の各年に生じた上場株式等の譲渡損失の金額があるときは、その損失の金額を上場株式の配当所得の金額から控除できる改正が平成22年分から適用されます。関連する条文は、附則第16条の3、附則第19条、附則第19条の2、附則第19条の5、附則第19条の6及び改正前の附則第19条の3の削除でございます。

所得税から住民税への税源移譲に伴い、20年度の住民税から住宅ローン特別控除が実施されますが、3月16日以降に申告書の提出があった場合でもやむを得ない理由がある場合には控除が適用できる改正が行われ、公布の日から適用されます。関連する条文は、附則第7条の3でございます。

法人町民税においては、公益法人改革に伴うものが中心でございます。公益法人改革とは、民法第34条による社団法人と財団法人の設立が主務官庁の許可主義で設立と公益性の

判断を一体的に実施していましたが、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律が平成18年5月26日に成立し、平成20年12月1日から施行されます。以後は、主務官庁の許可制度を廃止し、法人は登記のみで設立でき、申請により民間有識者から成る委員会の意見に基づき公益性の認定を行い、公益社団法人または公益財団法人となります。既存の法人は、5年間の移行期間中に所用の手続を行い、新制度に移行することになります。この公益法人改革に関連して、人格のない社団等で収益事業を行わないものは非課税とする改正が行われ、公布の日から施行されます。関連する条文は第23条でございます。

また、法人の均等割の最低税率を適用する団体が整備されるとともに、均等割額の法人規模別の並びが整理され、公布の日から施行されますが、公益法人改革に関する部分は平成20年12月1日の施行となります。関連する条文は第31条でございます。

法人町民税の減免対象の民法第34条による公益法人から公益性の認定を受けた公益社団法人及び公益財団法人に変更する改正が行われ、平成20年12月1日の施行となります。関連する条文は第51条でございます。

固定資産税におきましては、昭和39年から期限つきの特例措置として導入され、繰り返し延長されている新築住宅に対する固定資産税の減額措置が平成20年3月31日までとなっているため、平成22年3月31日までの2年間延長する改正がございます。

また、平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間に一定の省エネ改修が行われた住宅に対する翌年度分の固定資産税を120平方メートルまでを限度として3分の1減額する条文の追加がございます。省エネ改修の要件として、平成20年1月1日以前に所在する住宅または区分所有に係る住宅の専有部分において、窓の改修または窓の改修工事とあわせて行う床、天井、または壁の断熱工事を実

施し、そのいずれもが省エネ基準に新たに適合し、工事費用は30万円以上となったりします。21年度の税額から適用され、関連する条文は附則第10条の2でございます。

公益法人改革における固定資産税においては、非課税扱いとなる民法第34条の法人を公益社団法人もしくは公益財団法人とする改正で、関連する条文は第56条、附則第21条でございます。経過措置として、一般社団法人、一般財団法人に移行した法人が設置する固定資産については、移行の日の前日において非課税とされたものについては平成25年度分までは非課税措置を継続することとなります。

なお、その他の条文につきましては、地方税法の改正または引用する法律名の変更等による改正でございます。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（北川嘉明） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第11 議案第35号 太子町固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（北川嘉明） 日程第11、議案第35号太子町固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（北川嘉明） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第35号太子町固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明させていただきます。

本件は、首都圏の近郊整備地帯及び土地開発区域の整備に関する法律施行令等の一部を改正する政令が平成20年3月28日に公布、4

月1日から施行されたことに伴い、関係する本条例の一部を改正するものでございます。

地方税の不均一課税に伴う減収補てん制度を適用している近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律施行令について適用対象となる工業生産設備の取得価格要件が9億円から10億円に引き上げられ、また減収補てん措置の適用期間が2年延長し、平成22年3月31日に改正されました。

近畿圏整備法で指定された都市開発区域内の本町において平成20年3月31日までに9億円を超える工業生産設備を新設または増設した場合、その固定資産税を不均一課税にした場合には当該減収額に関して地方交付税の基準財政収入額から相当額が控除される減収補てんの特例がございます。

政令の改正により、本条例においても不均一課税の対象となる固定資産税の取得価格を10億円に、適用期間を2年間延長する改正をするものでございます。よろしくご審議を賜り、原案のとおり可決いただきますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

○議長（北川嘉明） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第12 議案第36号 太子町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（北川嘉明） 日程第12、議案第36号太子町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（北川嘉明） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第36号太子町手数料条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本件は、戸籍法が改正されたことに伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令が

一部改正され、平成20年5月1日より施行されたことにより、本条例の一部を改正するものでございます。

記載事項証明については、戸籍法第48条第2項に該当する利害関係人による特別の事情がある場合の申請に限り証明書発行及び手数料徴収を行っていましたが、このたび統計の作成または学術研究を目的とした業務についても証明書の発行及び手数料を徴収するように改正するものでございます。別表で改正をしております。よろしくご審議を賜り、原案のとおり可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（北川嘉明） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第13 議案第37号 太子町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（北川嘉明） 日程第13、議案第37号太子町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（北川嘉明） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第37号太子町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本件は、株式会社日本政策金融公庫法において、平成20年10月1日で国民生活金融公庫等が解散し、株式会社日本政策金融公庫が成立すること、及び非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が平成20年3月26日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、本条例を改正するものでございます。

第3条第2項において国民生活金融公庫を株式会社日本政策金融公庫に改正しておりま

す。また、最近の社会経済情勢にかんがみ、非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額の加算額について、配偶者以外の扶養親族に係る加算額を引き上げることとしております。第5条第3項において扶養親族でない配偶者がある場合には、扶養親族のうち1人についての加算額は217円となっておりますが、配偶者以外の扶養親族に係る加算額について200円だったものを一律217円と規定するものでございます。

附則の関係については、改正後の第3条第2項については平成20年10月1日施行とし、第2項において経過措置として適用日以後に支給すべき事由の生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金を除く損害補償並びに平成20年4月分以後の月分の傷病補償年金、損害補償年金及び遺族補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償並びに平成20年3月分以前の月分の傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金については改正前の条例が適用されます。よろしく審議を賜り、原案のとおり可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（北川嘉明） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第14 議案第38号 揖龍保健衛生施設事務組合規約の変更について

○議長（北川嘉明） 日程第14、議案第38号揖龍保健衛生施設事務組合規約の変更についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（北川嘉明） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第38号揖龍保健衛生施設事務組合規約の変更について説明を申し上げます。

本件は、たつの市及び太子町の1市1町に

よる一部事務組合として、ごみ、し尿及び火葬業務等の保健衛生に関する事務を共同している揖龍保健衛生施設事務組合の規約を変更するものでございます。

その事務局は、現在揖龍広域センター内に設置しているところでございますが、このたびの規約変更により、事務局を揖龍クリーンセンター事務所内に移転することで、人員及び事務所管理費等の共通経費の削減を含めた、より効率的な組織体系を構築しようとするものでございます。

なお、附則につきましては、変更後の規約の施行日を平成20年10月1日としております。よろしく審議を賜り、原案のとおり可決いただきますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

○議長（北川嘉明） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第15 議案第39号 兵庫県町土地開発公社定款の変更について

○議長（北川嘉明） 日程第15、議案第39号兵庫県町土地開発公社定款の変更についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（北川嘉明） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第39号兵庫県町土地開発公社定款の変更について説明を申し上げ

げます。

本件は、平成17年1月に土地開発公社経理基準要綱の一部改正がされ、また平成19年10月1日の郵政民営化法等の施行に伴い公有地の拡大に関する法律の一部が改正されたことに伴い、同公社定款を変更するに際し、公有地の拡大の推進に関する法律第14条第2項に規定により、議会の議決を求めるものでございます。

まず、土地開発公社経理基準要綱の一部改正により、新しくキャッシュフロー計算書の作成が求められたことによりまして、兵庫県町土地開発公社定款中において第16条第1項第4号及び第21条第2項に規定している理事会の議決事項と予算及び決算の該当箇所にキャッシュフロー計算書を追加するものでございます。

次に、郵政民営化法等の施行に伴い、公有地の拡大に関する法律の一部が改正されたことにより、余裕金の運用について規定しております同公社定款第23条第2号中の郵便貯金を削除するものでございます。よろしく審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

○議長（北川嘉明） 提案理由の説明が終わりました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は6月4日午前10時から再開します。

本日はこれで散会します。

（散会 午前10時46分）